

上富良野町空き家・空き地情報バンク制度要綱

(平成24年3月1日決定)

(平成28年11月1日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上富良野町における空き家及び空き地の有効活用を通して、定住・移住による地域の活性化を図るために、上富良野町空き家・空き地情報バンク制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 上富良野町内に現存する空き家又は空き地をいう。
- (2) 空き家等情報バンク 空き家等の登録を通して、空き家等利用希望者に対して情報提供を行う制度をいう。
- (3) 空き家等利用希望者 上富良野町での定住・移住を目的として、空き家等の利用を希望する者をいう。
- (4) 所有者等 当該空き家等の所有権又は賃貸若しくは売買を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 不動産業者 宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家等情報バンクへの登録を希望する所有者等は、空き家・空き地情報バンク登録申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、不動産業者に管理又は仲介を委任している場合は、所有者及び当該委任業者との連名により提出しなければならない。

- (1) 同意書(別記様式第2号)
- (2) 不動産業者へ委任している場合は、当該契約書の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適正であると認めたときは空き家等登録台帳(別記様式第3号)に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家等情報バンク登録完了通知書(別記様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更等の届出)

第5条 空き家等登録者は、当該登録事項に変更等があったときは、遅延なくその旨を、空き家・空き地情報バンク変更等届出書(別記様式第5号)により、町長に届出なければならない。

(空き家等登録台帳の登録の抹消)

第6条 町長は、空き家等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等登録

台帳の登録を抹消することができる。

- (1) 空き家等登録者と空き家等利用希望者との間で、空き家等に関する売買契約又は賃貸借契約が締結されたとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家等登録取下げの届出があったとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(公開情報の内容)

第7条 公開する情報は、空き家・空き地情報バンク登録申請書の記載内容とし、連絡先は所有者とする。ただし、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、当該委任業者とすることができる。

(情報提供等)

第8条 町長は、空き家等登録台帳に登録された情報を、上富良野町が管理するホームページ等により一般に情報提供するものとする。

2 登録する情報については、北海道が運営する「空き家情報バンク」に情報を提供することができる。

(情報提供に伴う責任等)

第9条 公開情報の内容に関する責任は、空き家等登録者が負うものとする。

2 公開した情報を利用した契約行為については、当事者において内容の確認を行い紛争等は当事者間で解決するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 町長は、空き家等登録者と空き家等利用希望者が行う空き家等に関する交渉、売買契約又は賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。